

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

（1）提言とりまとめ以降の状況

- 1/17：第16回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：運営会議
- 1/24：第17回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- 1/29：第21回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 2/24：第18回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 2/24：第1回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 3/ 8：第1回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/ 8：第1回利水部会：〃
- 3/ 8：第1回環境・利用部会：〃
- 3/10：運営会議
- *3/27：第2回利水部会：説明資料に関する意見交換
- *3/27：第2回治水部会：〃
- *3/27：第2回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- *3/27：第2回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。
- *3/27：第19回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- *4/10：第3回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 4/10：第3回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換
- 4/11：第3回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換

（*は3頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

(2) テーマ別部会の設立について

第 18 回委員会 (1/24) においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第 19 回運営会議 (2/6) にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第 19 回委員会 (2/24) にて決定された。

(3) 今後の予定

<委員会>

4/21 : 第 20 回委員会

5/16 : 第 21 回委員会

6/27 : 第 22 回委員会

7/15 : 第 23 回委員会

<部会>

4/17 : 第 4 回環境・利用部会

4/18 : 第 4 回住民参加部会

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 委員会 >

＊第19回委員会(2003.3.27開催)結果報告	4
---------------------------	---

< 環境・利用部会 >

第2回部会(2003.3.27開催)結果概要(暫定版)	6
-----------------------------	---

< 治水部会 >

第2回部会(2003.3.27開催)結果概要(暫定版)	17
-----------------------------	----

＊第3回部会(2003.4.10開催)結果報告	22
-------------------------	----

< 利水部会 >

第2回部会(2003.3.27開催)結果概要(暫定版)	23
-----------------------------	----

< 住民参加部会 >

第2回部会(2003.3.27開催)結果概要(暫定版)	27
-----------------------------	----

注：＊印のものは、結果概要作成中につき結果報告となっています。

第 19 回委員会（2003.3.27 開催）結果報告

2003. 4. 3 庶務発信

開催日時：2003 年 3 月 27 日（木） 18：10～19：40

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール 1

参加者数：委員 41 名、オブザーバー1 名、河川管理者 18 名、一般傍聴者 113 名

1 決定事項

- ・寺西俊一氏（環境経済学）、田村悦一氏（行政法）の委員追加、有馬委員の住民参加部会への所属、長田委員からの「諸事情により委員を辞任したい」旨の申し出がそれぞれ承認された。
- ・4 月 21 日の第 20 回委員会において、テーマ別部会からとりまとめを報告頂く予定だったが、同委員会でダムの見直し等を含めた資料の提示が予定されているため、テーマ別部会は 4 月 21 日以降も引き続き、2、3 回（1、2 ヶ月）開催する。

2 審議の概要

①委員追加等の承認

資料 4 に基づいて、委員追加等の承認が行われ、決定事項の通りとなった。

②第 18 回委員会以降の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会や各部会の活動状況の報告が庶務より行われた。

③淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見交換

テーマ別部会長より本日の部会での議論内容について報告が行われ、その後、意見交換が行われた。

<テーマ別部会からの報告>

・利水部会

水需要管理の具体化に重点を置いて意見交換を行った。水需要管理のスタンスとして、淀川流域の水需要は抑制すべき、その目標は設定可能か、環境流量、水需要管理の実施主体と河川管理者としてできること、水需要の精査・確認の中味等について意見交換が行われた。

・治水部会

治水の理念転換に関して、委員と河川管理者で意見交換が行われた。主な意見として、超過洪水の概要についての意見や、従来は治水に影響がない範囲で環境を配慮してきたが、今後は、環境と治水を同時に満足させることが重要、地域特性に応じた治水安全度の確保については地域の状況等を考慮して検討していく必要がある等の意見が出された。また、理念については委員会と河川管理者とがほぼ同じ考えに立っていることが確認された。

・住民参加部会

計画策定、推進に関する説明資料の内容について、意見交換が行われた。主な意見として、河川レンジャーの目的の検討や誤解を生まないような名称、その活動拠点となる流域センターがうまく機能するような拠点づくりを行うべき等の意見が出された。その後、住民参加に関する提言作成についての意見交換が行われた。

・環境・利用部会

環境利用部会では、自然環境、水質、利用の 3 つの班に分かれて検討を行いその結果を持

ち寄って全体として意見交換を行った。各班ではリーダーが示した説明資料の論点に基づいて、意見交換が行われた。各班とも理念転換などの面で提言と説明資料に齟齬はないかとの観点から議論がすすめられた。自然環境班では、人間は川が川をつくる手助けをするという視点が欠けている等の意見が、水質班では河川管理者独自の水質基準が望まれる等の意見が、利用班では「河川利用委員会（仮称）」のあり方等の意見が出された。

<主な意見>

- ・「この計画を世間に出していく時の言葉は行政管理的な言葉ではなく解りやすくすべき」「省庁間の連携の具体的手法を委員会から提言すべき。例えば、協定・覚書、住民をクッションに使うなど」「水質管理などでは経済的な仕掛けについても実験的に取り組むべき」等
- ・「今後の委員会では、説明資料（第1稿）の内容だけではなく、具体的な整備内容シート（第1稿）も用いて議論してはどうか」等

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第2回 環境・利用部会（2003.3.27開催）結果概要（暫定版）

03.4.8 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木） 15：30～17：45

場 所：国立京都国際会館 1階 アネックスホール2（自然環境班、全体会議）/
2階 Room B-1(水質班)/2階 Room B-2(利用班)

参加者数：委員 23 名、他部会委員 7 名、オブザーバー1 名、河川管理者 17 名、一般傍聴者 106 名

1 決定事項

- ・自然環境班および利用班では、次回部会にむけて、整備計画に書かなければならないことや説明資料の修正等についての意見を提出する。

2 審議の概要

①淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

部会の前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。

<検討班に分かれての審議>

各班で資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとにリーダーより本日の論点についての説明が行われた後、意見交換が行われた。班毎の審議の内容については、「4 主な意見」を参照。

<全体での審議>

各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告が行われ、その後その内容についての意見交換が行われた。また、班別で検討する体制について、意見の整合性をとる必要がある等の意見が出た。主な意見については、「4 主な意見」を参照。

②一般傍聴者からの意見聴取(全体会議にて実施)

一般傍聴者1名より「自然はデリケートなので河川環境の修復のための事業は、一気に施行せず成果を確認しながらゆっくりと少しずつ行ってほしい」との発言があった。

3 今後の予定

- ・第3回環境・利用部会を4月10日（木）13：30-16：30、第4回環境・利用部会を4月17日（木）13：30-16：30に開催する。

4 主な意見

部会の前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。

) 検討班に分かれての審議

a. 自然環境班

「提言の内容が説明資料（第1稿）に反映されているかどうか」という点に関して、意見交換が行われた。

- ・説明資料（第1稿）の「3. 河川整備の基本的な考え方として」には、「河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る」とあるが、提言では「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系に機能をこれ以上低下させない」といったことも記しているため、これらを意識して河川環境の修復を図ることを補足したほうがよい。
 - その点については十分に認識している。文言の修正については、検討したい。（河川管理者）
- ・「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。
 - 十分な記述内容とは言えないが、説明資料（第1稿）の全体を通して、意識している。例えば、5.1.2の「情報の共有と公開、住民との連携・協働」では、主に河川レンジャーに限定して書いているが、当然、住民団体やNGO、NPOとともに連携していきたいと考えている。（河川管理者）
- ・「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」という理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。
 - 意識はしているが、説明資料（第1稿）では明確には記述していない。モニタリングを行って、その結果をフィードバックしながら河川整備を進めていくという考え方は、「川が川を創る」ということを踏まえた考え方だと思っている。（河川管理者）
 - 従来の多自然型川づくりでは、年度内の予算を100%使い切って整備を行っていたが、今後は50~70%の予算で整備を行い、あとは自然の回復力に任せて、自然のタイムスケジュールで回復を行っていく必要がある。年度予算という縛りの中では難しいことかも知れないが、検討すべきだ。
 - 修復、回復を余り意識しすぎると箱庭的なかつての発想に戻ってしまいそうな気がする。従って、ダイナミックな自然を常に意識して整備をしていく必要があり、その延長線上に、少しだけ手を入れ、あとは自然に任せるという考えがある。
 - 手をつけるところと手をつけないところを分ける。手をつけるところでは、手をつけないところで起こっていることを注視しながら対策を行うことが重要だ。
- ・現在の河床は治水を重視した河床高であるが、これを基準として、砂や水の連続性の回復といった自然環境の修復を考えていくのか。
 - 例えば、現在の河川の横断形状では堅固な構造のものが多く、半永久的に形は変わらないため、手を加える必要がある。しかしその場合でも、全部人が行うのではなく、少し手を加えて、後は自然の成り行きに任せたいと考えている。（河川管理者）

- ・現在の河川は横断的にも縦断的にも分断されているが、今は今なりの自然環境が育っているところもある。河川環境を修復していく際には、現在育ちつつある河川の自然環境を「環境保全・回復」の名の下に新たに破壊することがないように考慮して頂きたい。
→今ある環境を新たな環境のために破壊してしまうことのないように意識はしている。
そのために、モニタリングとフィードバックを事業の実施前だけではなく、実施中、実施後にもやっていかなければならないと考えている。(河川管理者)
- ・提言では「河川環境の保全・回復」となっているが説明資料(第1稿)では、「河川環境の修復」と記述されている。今ある環境を大事にするということも考えると“保全・回復”の方が良いのでは。
- ・人間は「川が川を創る」のを手助けするだけなので、「河川環境の保全・回復」ではないか。「修復」では主体が人間になってしまう。自然を“回復”する際には、住民と協働でやっていくという意識を持って欲しい。
- ・説明資料(第1稿)の「4.2.1 河川整備の方針」には、「縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する」とある。これは、わざわざ、ダムや堰を新設する必要があるということなのか。
→仮に河川横断工作物を新設する場合には、生物の遡上や降下を考慮するという意味で記述した。(河川管理者)
→生物の遡上や降下のためには、河川横断工作物がないことが最も望ましい。現在の記述では、横断工作物の新設を推進していくように読める。修正すべきだろう。
- ・ダムを計画する際に必要なこととして提言に記されている「自然環境への影響・改善策」が、説明資料(第1稿)では具体的に言及されていない。どのような影響があり、それをどのように改善していくのかを、明確にする必要がある。
- ・時代や価値観が変化すれば、河川整備の理念もその場、その場で変化していく。やはり、人間から川を見るのではなく、川からの視点によって河川整備を行っていかなければならないのではないのか。説明資料(第1稿)には、砂や水の連続性の回復について記されているが、人から見た連続性なのか、それとも、川から見た連続性なのか、曖昧だ。
- ・健全な水循環についても明確に記述していただきたい。具体的な河川整備の中に活かすのは非常に難しいかもしれないが、視点としては重要であるのでどこかで入れて欲しい。
- ・提言が対象としている直轄河川以外についても何らかの言及が必要。例えば、琵琶湖に流入する河川には、滋賀県が管理する約20箇所のダムがあるが、これらの貯水量は丹生ダムと匹敵し、琵琶湖の治水、利水、環境に大きな影響を及ぼしている。直轄外の河川が持っている影響力をどのように考慮していくのか。検討する必要がある。
- ・説明資料(第1稿)の4章、5章に記述されている内容について、これが載っていないのは何故か、このようなイメージでは良くない、このような書き方をして欲しいなどの具体的な内容について委員から意見を出して、それをリーダーの方でとりまとめて次回議論してはどうか。

*総括(サブリーダー)

- ・まとめとしては、理念について「様々な主体の参画という理念が抜けている」「自然が自然をつくる、川が川をつくるという点が十分書かれていない」「生態系の構成要素と機能の

保全と言う点が欠けている」などの他、「川から見てどうなのかという視点」「保全・回復と修復とは異なっていてその識別が欠けているのではないか」「環境の名において環境をつぶしている」「自然のタイムスケジュールで回復を目指すべき」「自然環境への影響・改善策について計画中のダムについて言及されていない」「直轄河川以外の問題についても、ある程度言及が必要ではないか」等の意見が出された。

- ・ 次回の自然環境班では、より論点を中心に具体的な意見を出して頂き、それらを集約して、次回の部会で議論する。(サブリーダー)

b. 水質班

リーダーより、資料 2-1 『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）』検討の論点について」の水質班の論点の部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

○リーダーからの説明

- ・ 資料 2-1、12 ページに主な論点を挙げた。基本スタンスの妥当性、論点や問題点に抜けないかどうか議論いただきたい。(リーダー)

○論点について

- ・ 5 つ論点がある。1 つ目は、琵琶湖と淀川を分けて考えるということ。動いている水と止まっている水を分けて考えるべきである。2 つ目は、単なる科学的な指標だけではなく、密接に関わる生態系との関係も含めて広く捉えて考えること。3 つ目は、微量化学物質や病原性微生物など安全性の問題。4 つ目は、大阪湾からみた琵琶湖・淀川水系という視点。5 つ目は、底質を含めて水質を考えること。
- ・ 管理体制の具体論が必要ではないか。
- ・ 河川管理者にできること、できないことを具体的に議論するのはどうか。
→河川管理者ができる範囲が説明資料（第 1 稿）の内容である。川の中の水質や底質の監視やモニタリングは主体的に進めることができるが、流域全体については、こちら側だけでは決められないという事実があるので、琵琶湖淀川水質管理協議会（仮称）を作って流域全体を考える場にしようとしている。(河川管理者)
- ・ 河川管理者が、水質の管理や監視を定常的にできるかどうか。これが河川整備計画に盛り込めるかどうかポイントになるだろう。(リーダー)

○水質を考える視点について

- ・ 琵琶湖と河川を分けて考えるべき。動いている水と止まっている水を分けて考えて水質も考えるべきである。
- ・ 広い意味での水質を考える必要がある。従来の、フィジカル、ケミカルな水質、BOD といった指標で測る水質だけでなく、プランクトンの異常増殖など生態系との関係も含めて水質を考える必要がある。
- ・ 大阪湾に与える影響も踏まえて琵琶湖・淀川水系を考えるという視点が必要。
- ・ 底質も含めて水質を考える必要がある。河川の停滞水域では、底質が水質に大きく影響

している。琵琶湖では、表面の水質が改善傾向にある反面、底質環境が非常に悪化している問題がある。

○水質管理・監視について

<管理のあり方>

- ・水質管理の目標をどこにおくかが問題である。これからの水質管理は、単に水質指標の項目さえ満たせばよいというのではない。考えなくてはいけない水質のイメージについてどこかで触れておく必要がある。
- ・管理の対象として、現時点での水質への影響は確認されていないが、将来的に影響を及ぼす可能性のあるものについても考えておく必要がある。
- ・微量有害化学物質や病原性微生物の問題を流域全体でどう考えるか。監視のあり方も含め河川管理者として新たな枠組みで考えていく必要があるだろう。
- ・全流域を管理するとなると、きめ細かい基準が必要だと思うが、今の管理体制はそれに対応していない。従来の毎月1回定点で測ったものを1年間平均で見るという方法では今後の管理はあり得ない。

→河川の水質を管理・監視するには、公害の時代の管理レベルではなく、日・時間・分単位での危機管理も念頭に置いた管理が必要ではないか。既に淀川の両側に入っている光ファイバーの有効活用などが考えられるのでは。(リーダー)

- ・洪水時、渇水時にはダム統合管理所で水量を管理しているが、水質の管理にあたる平水時の管理はどこもされていない。平水時についても水系全体を見渡せる統合管理を考える必要がある。

→平水時について、自然流況に近づける水位管理を「検討する」と記しているが、それが水質につながるという発想は抜けているかもしれない。(河川管理者)

- ・水質管理において、新しい仕組みを一から作り上げるには限界がある。すでにある琵琶湖淀川水系水質管理機構などをうまく取り込んで仕組みを作ることが重要である。
- ・管理・監視の中身を、水質汚濁の予測や予防といった観点にまで発展できればよいと思われる。

<監視について>

- ・この数十年で非常に進んだ開発や農業の変化など、流域での急激な社会変化が水質調査の地点に反映されていない。
- ・水質調査は地点のみではなく、24時間リアルタイムで監視するなど時間軸においても強化が必要である。その際には府県まで連携して流域全体で進めてほしい。

→24時間管理については、水質の自動観測装置が既にあるのでこれを増やしていくという方向性はある。しかし、水位ですら調査ポイントがまだ少ない実態があり、目指すべき方向とは考えるがすぐに全て実現することは難しい。(河川管理者)

- ・公害時代の水質基準から脱却せねばならない。BOD、CODなどの指標重視には疑問がある。自動測定装置についても、公害対策を念頭においたものとなっている。それでは環境管理はできない。(リーダー)
- ・これまでの河川行政においては、水質について、農業や水泳などの目的に応じた目安は持たれているが、強制力はなかった。

<住民との連携>

- ・ある物質に対する閾値は生物によって大きく異なるため、基準値は意味がなくなる。そういう意味で、川と密接に関わっている人々の意見を無視しないことが重要であり、早めの対策が可能となる。住民の声を重視した管理をお願いしたい。

→住民の自発的な水質モニタリングは面源対策にとって重要である。今提案されている河川レンジャーも水質管理に大いに活用すべき。

<琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について>

- ・提案されている琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について、これまでの協議会を考えると、データを共有するが評価はしない組織になりやすいと気にしている。

→説明資料(第1稿)で記している水質管理協議会については3つの柱がある。1つが、水質事故対策(短期)、2つ目はモニタリングや水質汚濁のメカニズム解明(中長期)、3つ目は住民参加である。(河川管理者)

→これまでの組織と性格が異なるのであれば、その内容をもう少し詳しく記してもらいたい。

→整備計画については、計画策定後も進捗をチェックする組織を置き監視頂く構造にしているので、この協議会についても、内容をチェック頂ければと思う。

○水質の目標について

- ・「その川の魚が食べられる」水質に戻すということが一つの目標だと思う。非常に難しい問題だが、そこに向かって進めていくことが水質の一つの目標ではないか。
- ・水質については川の中だけでは解決しない問題が多いが、河川管理者にできることもある。例えば、ダムの建設や川から瀬や淵を無くして直線化したことは水質を悪化させた。このような部分に対しては、河川管理者にもできることがあるのではないか。

→水質との因果関係については記していないが、瀬や淵の復元については、河川形状の項目に施策として記している。(河川管理者)

- ・すべてを一律の基準にする必要はなく、川や地域によって基準が変わってもよい。(リーダー)

*総括（リーダー）

- ①水質モニタリング、管理機能を充実させる必要がある
- ②人の生命・健康をベースとした管理から、環境・生態系を考慮した管理への転換。
- ③河川行政としてできる範囲のことを詰めておく。
- ④大阪湾と淀川の水質汚濁の関連性、上流と下流の相互関係を把握する。
- ⑤河川水の安全性確保の体制を考える。
- ⑥住民の声を吸収できる仕組みづくりを考える。
- ⑦河川管理者としての独自の水質基準をつくれないうかを検討する。その場合、地域ごとに基準を変えてもよい。

c . 利用班

リーダーより、資料 2-1 『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論

点について」の利用班の論点の部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

○説明資料（第1稿）の項目、内容について

- ・提言に盛り込まれている水陸移行帯や漁業、砂利、諸権利の話が説明資料（第1稿）にないが、これらの件に対して河川管理者はどのように考えているのか。

→漁業に関しては1項目設けるかどうかの議論が現在進行中である。砂利などについては記載するのは難しいと思うが、内容を整理中である。

○利用班の検討範囲について

- ・河川区域の中だけでなく周辺の利用も含めて議論するかどうか、明確にすべき。自治体の総合計画の中には河川敷の利用も含まれており、利用を縮小するなら自治体の計画を改定してもらわなければならない。周辺の土地利用と非常に関係が深いので、河川区域だけで議論しても話は完結しない面があるが、どこまで議論すべきなのか。たとえば河川法では堤内地についても保全区域の指定ができるので、保全区域の指定をして、そこについては一定の利用制限をする等も考え得ると思うが、保全区域に関しては説明資料（第1稿）には入っていない。

→説明資料（第1稿）で述べられている「水面利用協議会」、「利用委員会」には自治体等も入って協議しなければならないのではないかな。

- ・利用の議論では高水敷のことばかりが話題になっているが、グラウンド等の利用が進んでいる猪名川では堤防の斜面でさえも自然を求める住民が利用できる大事な場所となっていることも考慮してほしい。

○河川利用委員会（仮称）などの組織について

- ・説明資料（第1稿）で河川利用委員会（仮称）や水面利用協議会等利用をコントロールする組織について述べられているが、まず、このような組織を設置するのかということ、そしてその位置づけや名称について先に議論をまとめた方がよいのではないかな。
- ・「水面利用協議会」といっても水面以外の部分も問題になってくるはずであるから、水面利用という表現は適切か。
- ・「水面利用協議会」「河川利用委員会（仮称）」等を記述した趣旨は？

→水上バイク等の淀川での利用により騒音等の苦情が出ていることから、その対策にあたる淀川水面利用協議会を既に設置しているが、阪神大震災の経験から緊急物資の輸送に舟運が有効であるということで、今後の舟運について検討するにあたっても既存のこの協議会を活用することを考えている。これらは水面利用ということ整理させていただいている。また、高水敷の利用に関しては、基本的には縮小していく方向であるが、様々な立場の方の意見を聴き対立を調整する組織として河川利用委員会（仮称）の設置を考えている。（河川管理者）

→河川に関わる自治体も含めて広く利用を考える協議会ということか。（リーダー）

→説明資料（第1稿）では沿川自治体もあげているが、構成メンバーについてはまだ検討中であり、学識経験者や都道府県単位の大きな視野で考えられる方に入っただく、地域住民は委員として参加ではなく案件ごとに意見を聴く場を設ける、等を考えている。（河川管理者）

- これまで河川の利用は河川管理者に任されながらもその裁量でできることは少ないという実態があったのではないかと思うが、河川利用委員会等を設置するのであれば、様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにつきべき。また、それ以前に現行の法律を改正しなくてもいいような委員会の構成にしてほしい。
- 河川毎に委員会を設置するとグラウンド等に利用したいという意見が強くなるのではないか。上流から下流まで様々な価値観があると思うが、ここはだめだがここは可能であるなど全体を調整する委員会のような場が必要だ。全体を見通す委員を各河川の委員会に入れるということだが、全体の中でどう捉えていくのか。
- 基本的には提言の理念に沿ってグラウンド等の施設は縮小する方針で考えているが、実際には沿川の住民や自治体からの要望が強く、上流から下流まで一律でグラウンド等の施設を毎年〇〇%ずつ縮小するというのは、現状を踏まえると少し乱暴ではないかと考えている。そこで、地元からの申請があった場合や現在許可している施設の更新時期がきたときに、利用委員会のような場で大局的に見てもらえる学識経験者の方々と申請者の意見を聴き、最終的には委員会ではなく、河川管理に対して責任がある河川管理者が判断する。一律の理念の議論ではなく、個々の事情に応じた議論になってくると思うので、水系全体で会議の場を持っても議論にはならないと思う。地元のことをよく知っている人たちやその河川に造詣の深い方々が集まった意見交換でないともまずいのではないかと考えている。全体的な考え方は、整備計画をチェックする流域委員会のような場で議論していただきたい。(河川管理者)
- 提言では、高水敷の利用に関して、基本的にはグラウンド等をつくるのは望ましくないが、現実としてグラウンド等がたくさん整備されているので、今後のあり方は検討していくということを書いた。それに対する国土交通省の答えが、河川利用委員会(仮称)をつくって検討するということであり、提言の原理原則がこれで貫かれると思うので、問題ないと思う。
- ・水上バイクの問題は、河川管理者側がそのような利用を促進しうる状況をつくっていたからこそ起きてきた問題であり、利用者側だけの責任のように話すのはおかしい。管理者側にビジョンが足りなかったために問題となったのであり、この河川敷利用に関してもただ話を聴いて対応する、ではビジョンに欠ける。
 - 流域委員会で現在つくっているものが、例えば河川の環境保全というビジョンになるのではないか。ただ、そのビジョンだけでは不十分であり、ビジョンにあった利用かということを検討できるようなガイドラインが必要だ。例えば、調査に基づいた貴重な生態系の資源目録をつくり、保全すべき地域をランク付け、それに基づいて利用の可否を判断するようなガイドラインを作成することが考えられる。
- これまで河川管理の側としては、グラウンド等の利用を促進してきた。その意味で、今回提言を受けて方向転換をせまられており、葛藤を抱えながら進めている。今後、河川利用委員会等で意見を聴いて個々の事例に対応していく中で、ガイドラインのようなものも出てくるかもしれないが、すぐには出てくるものではないと思う。進めていく中で問題が出てくるかもしれないが、それはこの流域委員会のような組織にフィードバックして、意見や指導を受けながら進めていきたい。(河川管理者)

- ・議論を聞いていると、今ある高水敷のグラウンド等は温存しながら縮小を考えているような矛盾を感じる。利用協議会などは、温存のためのもののように思える。国営河川公園は都市公園であるということだが、縮小は可能なのか。

→これまでは都市公園はグラウンドや芝生公園である、という考え方をしてきたが、淀川河川公園として、水辺の自然公園的な河原の整備へと方向転換することは可能である。提言ではグラウンドやゴルフ場について縮小すべきとは書いておらず、ただ新規の整備は認めるべきでないとのみ述べられているのに対し、整備計画は一步踏み込んで今あるものも縮小していくことを基本とするとしている。(河川管理者)

- ・自治体が出している意見収集等を見ると、提言と対立する意見が大半である。このように意見の食い違いが大きい場合、合意形成や社会的な理解を得ていく場としても協議会のような組織は必要だ。

→利用派の声が大きいためその意見が多数派であるように思われがちであるが、アンケート等を見ると実際にはむしろ自然保全派が多いことがわかる。声の大きい人の意見だけが通らないよう、協議会等での適正な判断ができるようにすべき。

→対立する住民の問題をどのような手法で解決するかということは、住民参加部会で議論されている。住民参加部会の提言も参考にしてほしい。

→本日話された利用委員会等に関し、具体的な人選や運営のあり方等を含め意見のある委員の方は具体的な代替案があれば文書で提出してもらい、それをもとにまた議論することにしてはどうか。

○その他

- ・利用の申請というのは、個人でもできるのか。行政でなければならない等規定はあるのか。

→河川敷に関しては河川敷占用許可準則で申請主体について定められており、個人の利用は認められていない。(河川管理者)

- ・利用を考える時、環境とともに安全性も忘れるべきではない。
- ・淀川の河川敷で遊んだ人からは料金を徴収し、それを上流の保全へ還元するような仕組みを考えていかなければいけない。
- ・整備計画(第1稿)を見ると、舟運については淀川ではある区域について実施となっているが、琵琶湖から大阪湾まで繋ぐくらいの夢がある部分をどこかに残して欲しい。舟運になるのか水遊びになるのかわからないが、営業用の船ではなく個人が例えばカヌー等で琵琶湖から大阪湾まで行けるようになると、人々にもより川に親しんでもらうことができる。

→説明資料(第1稿)における舟運に対する考え方を次回の部会で説明したい。(河川管理者)

Ⅱ) 全体での審議

各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告がなされ、その後その内容についての意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

○全体の内容について

- ・説明資料（第1稿）は「水辺移行帯」、提言では「水陸移行帯」という言葉が統一で使われている。混乱がないよう統一すべきではないか。
 - 提言では、とりまとめの段階で「水陸移行帯」と表現する方が学問的に正しいのではないかという意見を受けて統一したと記憶している。説明資料（第1稿）のなかに「水辺移行帯」が「水陸移行帯」と同義である旨の注記を入れて頂ければいいのではないか。
- ・資料 2-1 にも記したが、提言と説明資料で同じ言葉を使っているにもかかわらずそのイメージがずれているのではないかという危惧がある。河川管理者に、例えばビオトープ、ワンド等の言葉について、どのような定義で使われているかを明確にして頂く必要がある。
- ・環境を維持するための水、流量というものをどのような基準で考えるのかが重要な論点であると考えている。川の砂が動くか動かないかという流量が一つの目安ではないかと個人的には考えている。
 - 検討班でそれぞれ議論頂き、それを全体に持ち寄って議論したい。（部会長）
- ・最近では泡を消す薬剤を使って洗剤をつくっているため、琵琶湖の水は一見きれいになっているように見えるが、貝や水生昆虫は少なくなっていることを知った。水質を考える際に重要であるこのような情報を持ち寄って議論すべきだ。
- ・河川区域だけに目を注いだのでは上手くいかないのではないか。堤内地（河川の外）も含めた検討が必要ではないか。提言にも記しているが、説明資料にはあまり記載されていない。この辺りも検討をお願いしたい。
- ・例えば行政と住民が共有できる河川の保全方向の具体的な例として、河川条例等をつくっていくべきではないか。

○各検討班の議論について

- ・水質班の議論について意見だが、水質に関して、説明資料(第1稿)では具体的な整備内容として、選択取水の実施や深層曝気の検討などが挙げられている。このような設備については、既に設置された事例の有効性について検証しておくべき。
 - 本日の水質班では、基本的なスタンスについて議論したので、個々の具体策については触れていない。将来の具体策を出す場合には、効果の高いものから進めることになると思われるため、その際には評価も入ってくるだろう。（リーダー）
- ・水質班の議論について質問だが、川の生態系が持っている浄化機能に関する議論はされたのか。
 - 今日は具体論には入っていないので、そこまでの議論は行っていない。（リーダー）

○進め方について

- ・検討班別の審議において、横の連携性が見えていない状態で議論が進められているように感じる。各検討班の横の連携性について、環境・利用部会で総合的な整合性をもたせる必要がある。例えば、河川利用委員会（仮称）へ利用の申請が出てきたときには、提言にある河川環境自然再生計画の観点とどうリンクするのが見えない。

→保全と利用とを分けて議論すると分化してしまう恐れがある。説明資料(第1稿)にある「利用委員会」も利用を推進するような感じがするので、「利用と保全に関する委員会」などに変更して、利用と保全の双方の関係者が入って調整する方向がよい。

(委員長)

→利用班の審議の中で、利用委員会の審査の過程での住民参加のシステムについて議論になった。これは住民参加部会でも議論していたことだが、部会間の連携が無いために利用班では一から議論が進むことになる。横の調整が必要ではないか。

- ・環境と利水、治水との関係性を踏まえて議論を進める必要があるため、この部会として、他部会と情報を共有して新しい議論の場をいつ、どのようにつくるかを明確にした方がよいのではないか。
- ・ダムに関して、どのような考え方で進めていくのか考えておくべきではないか。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第2回治水部会（2003.3.27開催）結果概要（暫定版）

03.04.07 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木） 12:30～14:35

場 所：国立京都国際会館 2階 Room B-1

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者80名

1 決定事項

- ・ 次回の部会では、論点をあらかじめ整理したうえで、審議を進めたい。河川管理者には、できるかぎり対応をしてもらう。
- ・ 審議に必要な会議資料がたくさんあり、分かりづらい。今後は、議論しやすい資料構成を庶務と相談する。

2 審議の概要

①淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」、資料2-2『提言（030117版）』と『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』の比較資料をもとに、部会長より本日の審議の論点について説明が行われた。その後、提言に記された新たな理念を河川管理者がどう評価しているかについて、委員と河川管理者で意見交換が行われた。

意見交換の内容については、「4. 主な意見」を参照

※ダムに関する審議の進め方について、部会長より、各テーマ別部会でそれぞれの視点から審議するのがよいのか、それとも、委員会で審議するのがよいのか、検討したいとの発言があった。

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 今後の予定

- ・ 第3回治水部会は4月10日（木）、第4回治水部会は4月14日（月）に開催する。

4 主な意見

a. 「超過洪水を考慮した治水」をどう評価するか

○河川管理者からの説明

- ・ どのような大洪水に対しても、壊滅的な被害を回避することを目標としている。具体的には、破堤による壊滅的な被害の回避を最優先事項としている。これは提言に記されている治水の理念と同じだと考えている。
- ・ 従来の考え方から変わった点としては、従来は例えば200年に一度の降雨を目標にして堤防の嵩上げやダム建設などで対応してきたが、現状として堤防は脆弱であり、大規模な降雨によって破堤し、甚大な被害が出る可能性がある。よって、提言では「超過洪水」という言葉が使われているが、我々としては目標を決めるのではない考え方で、現在ある堤防

の補強を最優先事項としている。

○主な意見交換

<壊滅的な被害の回避について>

- ・治水安全度は下げずに壊滅的被害を避ける、そのための一番の基本が破堤ではないか、という論理だと思う。この点に関しては、委員会と河川管理者とで共通の認識を持っていると理解している。一般には、破堤による壊滅的被害の回避が優先されて治水安全度の向上が軽視されていると誤解されている面がある。(部会長)
- ・堤防について、区間ごとにどの程度の降雨規模で破堤する危険性があるのか、それに対してどのような優先順位でどんな整備が実施されるのかが説明されなければ、不安が増すだけを感じる。
 - 破堤の危険性を区間ごとに整理した資料は、第3回委員会にて提出している。また、具体的な整備内容シート(第1稿)では堤防補強などの実施事業と対象区間を示しているが、そのなかのさらに細かい工事内容や区間までは示していない。(河川管理者)

<流域対応>

- ・河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地(河川側)、堤内地(都市側)での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。
 - 河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料(第1稿)では被害ポテンシャル低減対策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。(河川管理者)
 - 流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということ踏まえて記述頂きたい。
- ・委員会では、堤内地側のソフト対策が重要であると時間をかけて議論し提言したが、説明資料(第1稿)は十分とは言えない内容であり不満を感じている。
- ・地方公共団体や関係各省などとの連携については、1977年の河川審議会の答申以降、繰り返し述べられていることだが、現在、全国的に見てそのような連携体制で取り組んでいる事例があるのか。説明資料のなかに「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」(仮称)の設置が記されているが、これはどのように位置づけておられるのか。
 - 「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」では土地利用誘導も含めた検討を想定しているが、協議会の枠組みでここまで含めているのは無いのではないか。
 - この協議会で様々な問題が出て来た場合には、一体なぜ連携できないのか、誰がどういう理由で連携を拒んでいるのかを広く一般に公開する。連携しようと努力し、問題についても公開することで連携を進めたい。(河川管理者)

<応急的堤防強化>

- ・具体的な整備内容シート(第1稿)では、応急的堤防強化対策が多くの河川に記されており、巨額の事業費を投じて応急的堤防強化しかできないのか、とショックだった。一般の方がこの内容を見たら、「もっと他に方法があるのでは」という議論になるのでは。
 - 破堤しない堤防はスーパー堤防以外では不可能であり、現在ある堤防を強化したとし

- でも、すぐに破堤しない堤防ができるわけではないという意味を込めて、「応急的堤防強化」という言葉を使っている。具体的な整備内容シート（第1稿）には、今できる対策を示しているが、今後も技術開発を進める必要があると考えている。（河川管理者）
- これまでの、堤内地を守るためにより高い堤防をつくってきた考え方をやめて、理念転換しようと言っているが応急的な強化に頼らざるを得ないところがジレンマである。
- 応急的堤防強化については、堤防直下に人家が連たんしているところは、破堤した際に家が壊れるため無条件で対象区域とした。また、人家が無くても東海豪雨並の500mmの降雨でも危ないところは対象とした。このような考えで具体的な整備内容シートの内容となっている。今後、より細かな整備の優先順位を示していきたいと考えている。
- また、堤内地でのソフト対策や被害ポテンシャル低減対策を行うことで堤防強化の必要が無くなる区間があるかもしれないが、今回はそこまでの結論を出せていない。（河川管理者）
- 「応急的堤防」という言葉は「スーパー堤防」に対する言葉であり、すぐに壊れるものではなく、数年で工事をし直すものでもないと理解した。（部会長）
- 具体的な整備内容シート（第1稿）には、整備内容が羅列されているだけで背景となる考え方が記されていない。先ほどの説明のような考え方が分かるよう記述すべきでは。

<直轄河川以外の河川について>

- ・各府県が管理している河川についても、「破堤による壊滅的被害の回避を優先する」という理念によって整備が行われるのか。
 - ・委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきだと考えている。
- 今回の整備計画は、府県の管理者も読んで頂いていると思っている。（河川管理者）

b. 「自然環境を考慮した治水」をどう評価するか

○河川管理者の説明

- ・河川管理者としては、河川環境の修復を「目的」として、河川整備計画をつくりたいと考えている。
- ・例えば、説明資料（第1稿）の「河川環境」では、「5.2.8 生物の生育環境に配慮した工事の施工」の中に記している。これに従って、「治水・防災」の項目で記されている、堤防補強やスーパー堤防を整備する際にも、河川環境の修復を考慮して行うこととしている。

○主な意見

- ・自然環境を回復する手法は十分に確立されておらず、開発途上にある。説明資料（第1稿）には、「自然環境を回復する手法の検討」という項目が入っていないため、既存の手法だけで対応するとしか理解できないところが気になる。
- 説明資料（第1稿）には、現在可能な手法を提示しているが、これで十分とは思っていない。新しい技術の開発も当然行う必要があると考えている。（河川管理者）
- ・洪水時の攪乱機能をどのよう維持していくかについても検討する必要がある。攪乱については、河川の横断方向の形状など物理的な問題についても考慮する必要がある。

- 洪水時の攪乱機能の重要性については十分に認識しており、「水量」の項目では、既存のダム・堰の運用の改善についての検討を記している。また、河川形状に関しても、「河川形状」の項目に取り組み内容を記している。(河川管理者)
- 自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への配慮が必要になってくると思うが、どのようにお考えか。
 - 土砂の流れについては、ダム等で殆ど遮断されている状態を少しでも回復しようとしている。しかし、大雨の時にダムを素通りして流れるのは治水とのバランス上問題があるだろう。また、横断方向の連続性の修復に際しては、高水敷の切り下げで堤防が危なくなるのであれば、補強策を考える必要があるだろう。(河川管理者)
 - 自然環境の保全は人間が非常に長い時間に渡り生存していくために、必要だと考えている。そういう意味では、人間の生存を脅かす程度までの問題が生じているのであれば、治水上少し問題があったとしても、自然環境の回復を行うとともに治水の問題も解決する方法を考えるべきだ。人間の生存に大きく関係するという意味で、自然環境の保全も治水や利水と同じ問題である。そのことを再度理念として強調頂きたい。
 - 提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料（第1稿）の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある。
 - 従来の河川整備では、治水と環境をバラバラに考えてきた。今後は、各河川の各箇所環境、治水、利水で総合的に最適となるよう考えることを基本としたい。この考えで、説明資料（第1稿）には、「原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川管理者形状の修復を実施」(5.2.1)と表現している。(河川管理者)
 - これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方があったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。(部会長)
 - 説明資料（第1稿）について我々は、河川環境の回復が治水や利水に非常に大きく影響を与えることはないだろうと思って記述したところがある。典型的なものとして、琵琶湖の水位操作について、環境面からは夏季の水位をもう少し高くという話が出ているが、治水面から考えれば、治水安全度を低下させることを今すぐには出来ない、と考えている。このあたりのスタンス等について、ご意見があればお願いしたい。(河川管理者)
 - 一般論としては、人間が長く生存するための自然環境として回復可能かどうかを予防的な立場から考えて、絶対にこれは困るという事象については、治水に多少影響があったとしても自然環境の回復策を考えなくては、河川環境の保全が目的に加わった新しい河川法に反すると言いたい。あとは、個々に具体的に考えなければならない。
 - 琵琶湖の水位操作に関しては、平成4年の操作規則変更以前には致命的な影響はなかったことを考えれば、試験運用を含めて調査を行えば、環境と治水の妥協点が見つかるのではないかと考えている。
 - 水位管理については、水位管理WGを通じて、現在の水位操作の問題点も十分認識している。また、我々が現在の水位操作を変更する際にどんな心配があるか、ある程度理解頂いていると思っている。整備計画の中で「検討」としているものについて、時間がかかるかもしれないが、現在の問題を解決するつもりで取り組みたい。(河川管理者)

c. 「地域特性に応じた治水安全度の確保」をどう評価するか

○河川管理者の説明

破堤による壊滅的な被害の回避を大方針として、現在ある堤防の補強を最優先で考えている。一方で、浸水被害が発生する可能性の高い地域については、浸水被害の軽減対策も同時に進めることを方針として、以下の3点の対策について考えを示している。

1. 狭窄部上流の浸水被害対策
2. 琵琶湖沿岸の浸水被害対策
3. 無堤地区（一部の区間を残して工事が完了している場合）

○主な意見

<浸水被害の軽減について>

- ・治水対策として、破堤による壊滅的な被害の回避と同時に、浸水被害に対する治水安全度も高めていかなければならない。地域特性に応じた治水安全度の確保にあたっては目標を設定することが重要ではないか。目標を記さないと、壊滅的な被害だけを防止するという印象を与える。考えを分けて、定量的に目標を持てる場所は目標を記すべき。

→狭窄部上流など浸水頻度の高いところは、「河川ごとの既往最大規模の降雨」を一つの目標として浸水対策を行うこととしており、必要な場所では浸水被害の軽減を同時に行いたい。（河川管理者）

→琵琶湖周辺に関しては、既往最大規模の降雨に対して被害をゼロにすることは、今回の整備計画の中でも不可能である。下流の宇治川の改修との関係で上限を決めざるを得ない状況である。（河川管理者）

→壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ということを明確に記すべき。

→これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。（部会長）

<今後の進め方について>

- ・河川管理者の説明は、提言の趣旨と一致しており、賛成できる。今後は、より具体的な内容を提示して頂きたい。特に地域特性に応じた水害の防止策については、現在の手法で実現可能かはっきりしていないので、明確にして頂きたい。

→説明資料や整備内容シート（第1稿）には具体的に記しているつもりだが、分かりやすいよう工夫したい。（河川管理者）

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第3回治水部会（2003.4.10開催）結果報告

2003.4.14 庶務発信

開催日時：2003年4月10日（木） 9：30～12：20

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海 9

参加者数：委員 11名、他部会委員 1名、河川管理者 22名、一般傍聴者 63名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、第19回委員会（3/27）の報告などが行われた。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より、資料2-3「淀川水系河川整備計画説明資料（第1稿）における治水・防災の説明資料」を用いて、提言の新たな理念をどのように評価して、具体的な整備内容に反映したのかを中心に説明が行われた。その後、休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。

○堤防強化の考え方

- ・全ての区間がスーパー堤防となることが本当に良いのか（恒久的＝スーパー堤防、応急的＝既存堤防強化という考え方はおかしいのでは）
- ・「スーパー堤防が無理なところは全て応急的堤防強化で対策していく」ことは、「堤防には頼らない治水を進める」としている提言の理念と矛盾しているのでは
- ・既存堤防の強化として具体的な内容、新しい技術開発に向けた予定
- ・堤防強化の緊急対策区間の決め方と強化策（堤防の現状をきちんと把握し、それに基づいて合理的な方策を進めるべきでは）
- ・緊急対策区間の決定について住民の関わり

○被害ポテンシャル低減対策方策協議会のイメージ

○情報提供、伝達方法

- ・夜間の情報提供（夜間と昼間の場合では考えておく情報伝達の方法が異なるのでは）
- ・緊急対策区間周辺とその他の地域では情報提供やシステム整備も変わってくるのでは

○狭窄部（「当面開削しないが既往最大規模の降雨の被害の解消を図る」は非常に難しいのでは。方策として挙げられている既存ダムの「治水機能強化」の意味）

※次回部会の内容等について部会長から下記説明があった。

- ・本日の質問で回答を次に回したもの（樹林帯を残すなど環境を考慮した際の堤防の考え方、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減策としての瀬田川流下能力向上、天ヶ瀬ダム放流能力向上、塔の島地区等の宇治川改修等）への回答を河川管理者から頂く。
- ・治水におけるダムの役割について河川管理者から説明頂き、意見交換を行う。

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「ダム建設については、費用負担の実状等も一般に情報公開すべき」「地域の協議会では新旧両方の住民意見の反映を考慮してほしい」等の意見が出された。

※このお知らせは委員の皆様にご報告の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第2回 利水部会（2003.3.27開催）結果概要（暫定版）

03.4.14 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木） 9：30～11：30

場 所：国立京都国際会館 2階 RoomB-1

参加者数：委員9名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者約53名

1 決定事項

- ・第3回利水部会を4月8日（火）10:00～13:00に、第4回利水部会を4月14日（月）13:30～16:30に開催する。

2 審議の概要

①河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

部会長より、資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」について説明があり、「説明資料（第1稿）」の利水の部分に関して委員から既に提出されていた論点と合わせて、水需要管理の実現にむけて、幅広く意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見」を参照

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

3 主な意見

① 河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

○ 部会長からの説明

池淵部会長から資料2-1の16,17ページをもとに水需要管理の具体化について、論点について説明が行われた。

○ 主な意見

<議論の進め方、利水部会の論点について>

- ・ 「水需要管理」の意味するものは、具体的に議論を進めることによって見えてくる。河川管理者からの説明資料（第1稿）についてポイントを決めて議論していけばよい。ポイントは、工事中・計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証、水資源開発基本計画（フルプラン）を委員会としてどう扱っていくかだと思ふ。
- ・ 提言の内容について議論するのではなく、河川管理者が出してきた河川整備計画原案が提言の内容に沿っているかどうかを検討すべきである。水需要管理の意味の捉え方については、委員間ではなく、委員と河川管理者で議論すべきだ。
- ・ 「ここまで書いてほしい。なぜ書けないのか」という議論を今後していくことが重要だと思ふ。その時に、データを全て挙げて議論するのは困難だと思ふ。一番重要なのは、部会としての判断、考え方を出すことではないか。

- ・ 需要管理のスタートとして、まず需要構造の把握から始めるべき。過去のデータをもとに需要と供給のバランスや水利権量と実際の需要量の関係を、慣行水利権を許可水利権に切り替えるための仕組みづくり、同じデータをもとに議論しても意見が分かれるダムの是非について委員会としてどう捉えるのか等を検討すべき。
- ・ 具体的なデータに基づいて議論すべき。水需要の実態や地域格差などが把握できる。また、開発された水資源が有効に機能しているか、実態との乖離を把握した上で水利権の見直すべきではないか。そうすれば環境流量についても何か言えるようになるのでは。

<水需要管理の捉え方について>

- ・ 提言では、「水需要管理」は、新しい理念であり、実現できるかどうかではなく、「やらねばならない」と提言したのである。琵琶湖・淀川流域において水利用のシステム全体を根本的に見直し、その上で、上水や下水の受益者負担なども含めて流域のシステム全体を新たに構築するという方向で議論していくべきである。

<水需要の抑制策>

- ・ 水需要管理を進めるには、水利権の枠内であっても水の使用に対する負担を利水者に求めるような仕組みが必要である。フランスでは流域の中で、水の使用や汚水の排出に対する負担を課して、対策を進めている。このような新たな枠組みにより、水需要管理は実現できるため、このようなことが現在の法律のもとで実現可能かを検討すべきである。
- ・ 料金体系を見直し、一定水量使用したら急に料金が高くなるような、水使用に抑制が働く制度を考えていくべき。
→淀川の水道は十分な水利権を持っているため、節水のための制度を水道業者に作らせるのは不可能である。やはり、河川管理者が、水の取水量に応じて費用を求める必要がある。そうすれば、節水方向に向かう料金制度の導入も可能となるだろう。その点で、水需要管理において河川管理者が新しい扉を開く鍵を持っていると思う。
→工業用水に関しては、利水占有料というデータを都道府県がとっている。また、水道料金については、現在でも逦増料金制をとっている。(河川管理者)
- ・ 水道料金となると他省庁の管轄になるが、そこまで踏み込むのかが問題である。

<水需要管理の目標>

- ・ 水需要管理の目標について、提言を受けて考えた場合には「現在の状況よりははるかに下げべき」である。
- ・ 淀川水系において、「今以上の水供給を増やせない」というスタンスでは甘すぎる。「現在の取水量はあまりに多すぎる」というくらいが、提言の立場からすると妥当ではないか。利水部会ではそこをはっきり決めて頂きたい。
- ・ 水需要管理の目標として、需要をどこまで抑制するのか議論する必要がある。“福岡並に減らす”のか“今以上増やさないのか”“これ以上新規のダムは造らない”等。そのような目標を委員会で決めるのか、説明資料にある水需要管理協議会でできるのか、など決め方についても検討する必要がある。

<水需要管理の精査・確認>

- ・ 河川管理者にお尋ねしたい。水需要の精査・確認の進展状況はどのようなか。また、精査確

認められた際、これまで流域委員会に対してNPOなどが独自に調査された結果を出されているが、そのような意見に対して精査の結果を踏まえて反論をされるのか。

→答えになるかどうかかわからないが、水利用に関する我々の考え方の基本として、まずは、需要をなるべく押さえることであり、次に既存施設の有効利用がある。具体的な整備内容シートには、(1) 水需要の精査・確認、(2) 水利権の見直しと用途間転用を記載している。水需要を抑制することは、需要の精査・確認であり、平常時からの節水である。水需要の精査・確認には、川に関わる部分とそうでない部分の2つの意味がある。河川管理者としては、川に関わる部分、つまり川からの取水量を減らすという意味における一義的な水需要の精査・確認なら4月中をめぐりに提出できるものと考えている。既存の施設の有効利用とは、水需要に関わりなく川から取水した水を有効活用するという意味である。用途間転用については、まず工業用水の精査・確認を進める。ただ、工業用水についても水利権者との調整が必要である。

→水需要の精査・確認について、考えていたイメージとは異なる。以前、阪神水道企業団に水需要の予測の出し方について説明を受けたが、算出方法に不信を感じた。そのような利水者が行った需要予測を国土交通省が独自に精査・確認を行ってくるものと思っていた。

→その意味の精査・確認もありえるが、河川管理者としての権限を逸脱してしまう部分があり、行うには障壁がある。水利権を付与する段階では河川管理者として可能であるが、水道法に基づき議会の承認も得た水道計画に対して、流域委員会も含めて疑問の投げかけなどの状況を醸成することは可能であるが、拒否する権限はない。ご指摘の点を全く行わないというのではないが、障壁があり苦悩している。(河川管理者)

→整備内容説明シートには、「水利権量と実水需要流量に乖離が生じている」とはっきり書かれている。精査・確認とは、その乖離を解明することだ。いまのような姿勢だと解明できないのではないか。欧州では、利水者や自治体、住民等の長い葛藤の結果、合理的なシステムとして定着したリバーオーソリティというシステムにより川や水の管理を行っているが、日本の河川管理者にもそうなってもらいたい。姿勢を見せてほしい。

→水利権量と実水量に乖離が生じていることの、まさにその具体例として工業用水道の話を出した。まずはここをメインに取り組んでいきたい。(河川管理者)

→河川管理者は淀川の水利権許可を下す許可権者なのであり、大きな権利を持っている以上、我々は透明性、説明性を求めたい。やりにくいのなら、はっきりそう言ってほしい。

→水利権審査については、委員会で議論されていることを踏まえて、しっかりやっていきたいと思っている。(河川管理者)

- ・問題は水需要の精査確認を行った結果、どういう風にするのかに関して、今でもやれることを整備計画に書くのか、書かないのか、また、このような問題はしばらく議論に時間がかかるが、自分たちはこういう風にやるのか、といった点について議論ができるようにしてほしい。
- ・今、淀川流域で求められているのは、これまでの人間だけの都合による水利用を反省することである。琵琶湖淀川水系全体としての人間も含めた持続的な利用の仕組みとはどうあるべきかを明らかにすることが、水需要の精査の内容ではないか。持続可能な環境流量の枠内で、どれだけ水が取れるか、その量と実需用がどれだけあっているか、等を考えること

が重要である。

<環境流量について>

- ・ 環境流量についてもこれだけ環境用水として必要だから、今使っている分からこれだけ減らす、という話ができるのでは。環境・利用部会から、この場所でこれだけ環境容量が不足しているといった点が上がってくれば議論ができるので、そういった連携も考えてはどうか。
- ・ 「環境用水がいくら不足している」など、委員の方でも、どのくらい取水量を減らすのか目標をしっかりと議論しておかねばならない。

<その他>

- ・ 水需要管理について河川管理者は、できない問題についてもどういう方向で考えるかを必ず計画に記してほしい。
- ・ 河川管理者から、本日、具体的な整備内容シートを頂いているが、これをもとに検討するのはどうか。

<まとめ>

- ・ 本日の議論をまとめると、水需要管理のスタンスの問題として、河川からの取水量を減らすという捉え方と、河川に必要な水量として環境流量を考えるということの2つがある。また、水需要の管理主体の問題もある。水需要の精査・確認については、水収支、水の使われ方、流れ方など、を把握する必要がある。河川管理者には、早くデータを提出していただきたい。(部会長)

② 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

- ・ 現在、構想が進んでいる臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権が大阪府営水道へ転用されれば、大阪府が丹生ダム余野川ダムに参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても、尼崎市営工業用水道が施設を閉鎖して余ることになった水利権を転用することで、丹生ダム、余野川ダムへ参画する意味がなくなることになる。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第2回住民参加部会（2003.3.27開催）結果概要（暫定版）

03.4.8 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木） 12:30～14:35

場 所：国立京都国際会館 2階 Room B-2

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者8名、一般傍聴者24名

1 決定事項

- ・各委員は、作業部会が本日提出した河川整備計画策定時における一般意見の聴取・反映についての案（資料3）に対する意見を提出する。
- ・各委員は、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」についての意見（総論部分および各担当分野）を引き続き、次回部会までに提出する。

2 審議の概要

- ① 第18回委員会以降の状況報告
資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに第18回委員会以降の状況、テーマ別部会の設立や今後の予定について説明が行われた。
- ② 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換
資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに部会長より本日の論点についての説明が行われた。その後主に資料2-1の18頁の論点（1）をもとに、河川レンジャーの目的、位置づけ、名称、拠点などについて意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見」を参照。
- ③ 住民参加に関する提言について
住民参加作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会がこれまでの議論をもとにまとめた案について中間報告がなされ、その後“関係住民”の定義や意見聴取・反映のフロー等について意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見」を参照。
- ④ 今後の進め方について
作業部会は、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）作成のとりまとめを次回部会（4/11）に提出する。部会はこのとりまとめをたたき台として審議し、第20回委員会（4/21）へ部会からの案として提出する。第4回住民参加部会の開催を4/18に予定するが、審議の進み具合に応じ、開催しない場合もあり得る。
- ⑤ 一般傍聴者からの意見聴取
一般傍聴者1名から「一般からの流域委員会への質問や意見に対し回答していくと提言説明会で聞いたが、その後の進捗状況を教えてほしい」との発言があり、庶務より「現在いくつかの論点に分けて整理した冊子を作成中であり、近日中に出来上がる予定である」との回答があった。

3 主な意見

- ① 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換
資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに部会長より本日の論点についての説明が行われた。その後、主に資料2-1の18頁の論点（1）をもとに、河川レンジャーの目的、位置づけ、名称、拠点などについて意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

<進め方について>

- ・整備内容シート（第1稿）にある具体的な内容にまで踏み込んで議論するのは次の段階であり、この部会で議論すべきなのは説明資料（第1稿）の項目のレベルではないのか。説明資料でとどまるのか、個々の整備内容シートまで入っていくのか進め方を整理して欲しい。
→多少は具体的な内容に入ってもよいが、まずは全体の論点をまとめ、確認できたことから細かい内容に入っていくべき。（部会長）

<河川レンジャーの目的、位置づけ、役割等について>

- ・用語についてだが、河川レンジャー等の横文字は一般には理解しにくいので、誰にでもわかるような言葉に直すべき。また、レンジャーには管理するという意味合いが強いので、この場合適切なのかも検討すべきだ。
→これは新しい概念であるので、河川レンジャーは仮称とし、その正式な名称も含め、あり方や役割等を河川管理者やNPO等様々な主体が関わって検討し、つくりあげていくことが必要だ。名称については、住民による自主管理の役割もあることも踏まえて適切な言葉を探さなければならない。
→できれば先に名称を固定した方がよいが、その際「川守り」のような子どもからお年寄りまでわかる親しみやすい言葉にすべきだ。
- ・説明資料（第1稿）5.1.2で、地域の自然等に詳しい団体等から人選した河川レンジャーに河川・環境学習指導等を試行的に依頼、とあるが、まず河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にする必要があり、そのうえで、その目標を理解した人材の育成が必要になる。節水を心がける、川を汚さないようにする、またはダムや狭窄部の問題を考えてもらえるような環境教育でなければ河川整備計画の中で行う環境教育にはならないだろう。間に合わせて人材を選ぶのではなく、目標に合った人材を育成する仕組みやその支援制度などについても考えていかなければならない。
→提言を踏まえてこの5.1.2の河川レンジャーという部分を書いているので、提言と合っていない部分があるなら教えてほしい。また、整備内容シート（第1稿）で計画1、計画2等として具体的な内容を示しているので参照してほしい。（河川管理者）
→河川レンジャーを制度として位置づけ、国が人選するのがよいかどうかは疑問である。河川レンジャー制度を導入する前のプロセスとして、実際に参加の試みを進めていく中から住民をまとめ提案ができるような人が出てくる必要がある。
→住民との協働を担保するのが河川レンジャーと拠点というだけでは足りないと思う。事業アセスメントの手続きを見直し、住民が参加し、その努力が活かされる仕組みや体制を行政側からつくるべきだ。例えば、現場で使える住民参加の手引きを作成することを事業として盛り込むだけでも効果があるだろう。まず住民が実績をつくれる状況づくりをして、結果的に河川レンジャーになる人が出てくるべき。

- 皆に川のことを教える、整備計画についての提案もしてくれる、皆の合意もつくる、そういう河川レンジャーが信頼を勝ち得るには行政ではなく住民から信頼されるべき。それは実績から生まれる。
- 運動している人は地域社会の中では特殊な人と見られ地域からの信頼は得られにくいですが、マスコミや行政からはよく見える。行政からの信頼も必要だが住民からの信頼がなければ実際には成り立たない。
- 地域に住む人は、省庁の縦割りの中で生きているわけではない。したがって河川レンジャーを河川整備計画をきっちり専門的に語れるというように限定しない方がいいと思う。
- 河川レンジャーは個人だけを想定している訳ではない。複数の人々、NPO（新設含む）等も視野に入れて検討すべき。
- ある運動をしている団体に定常的に業務を委託する場合、パートナーシップと言いながらも外からは癒着のように見えてしまうことがある。その団体なり個人なりの仕事を毎年評価する仕組みも必要である。
- 河川管理者もまず試行から始めるとしているように、あまり固定せずに試行錯誤しながら、進化させていくのがよい。

<河川レンジャーの拠点について>

- ・整備内容シート（第1稿）で計画1、計画2を出していただいているが、この内容では地域社会へ入り込むような視点が不足している。河川レンジャーの拠点のイメージが、地域から見た専門家がない「アクア琵琶」等であることに河川管理者側の勉強不足を感じる。例えば琵琶湖ならより地域に密着した拠点が他に幾つ也存在する。
 - 提言を踏まえながら、より具体的でわかりやすいものを目指して整備内容シート(第1稿)を用意した。この内容をまた審議していただき、検討したうえで試行を重ねて本格的なものにしていきたい。また、この試行の際の活動拠点を考えるにあたり、現在実際に活用し得る具体的な施設の名を記した。(河川管理者)
 - 各流域で既に行われている活動はたくさんあるので、そのような活動の拠点やネットワークを参考にすれば、自然と具体的なイメージも出てくるのではないか。立派な拠点がなくても、様々な連携軸をつくりネットワークを広げている例から学ぶことで、拠点論も出てくるだろう。
 - 拠点の問題も含め、仕組みを考えるよりもまず必要性をつくるのが大事ではないか。必要性をつくれれば形はできる。
 - 最初からパーフェクトなものを求めても簡単にはいかない。まず、出発点として何らかの基本を置いておくべき。

<その他>

- ・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方も検討してほしい。
- ② 住民参加に関する提言について
 住民参加作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会がこれまでの議論をもとにまとめた案について中間報告がなされ、その後“関係住民”の定義や意見聴取・反映のフロー等について意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・代替案というところを決めて出すということになるので、日本にはなじみにくい。“提案と代替案”という言い方にしてはどうか。また、学識経験者といっても幅があり、現場の経験があり現状をよく知っているという意味の学識経験者であることを明記した方がよい。
- ・資料3の2頁に関係住民という言葉について新たな定義をされているが、従来の意味合いで使われる場合と混同されやすい。新たな定義であれば、違う言葉を考案した方がよいのではないかと。
- ・計画策定自体がとても大きなことであるので、この提案の通りに説明会や討論会等を実施する場合かなり時間と労力がかかるのではないかと。具体的に想像できるような例等があれば教えてほしい。
 - 整備計画の中で実施となっている事業をこのように検討していく、とするならそれほど数は多くならないはずである。
 - これはあくまで基本的な考え方であり、合意のもとに省略しうる段階もあるだろう。
- ・住民には利害関係者や無関心層など様々なタイプがあり、そのタイプによって意見聴取のあり方や意見反映の仕方が違って来る、といったこれまでの議論の積み重ねをもっと生かした内容にしてほしい。
- ・2頁に「それ以外の住民、さらには地球市民」となっているが、ここで地球市民が出てくるのは飛躍しすぎではないかと。
- ・利害のからんだ住民への広報の仕方、その手順等についても内容に入れる必要があるのではないかと。特に洪水被害に遭う危険性のある場合、関心の薄い住民にどのように現状を伝え認識してもらうかは重要である。
- ・5頁の聴取意見反映の際の判断基準だが、この順番についてもっと検討する必要がある。
- ・今日のたたき台（資料3）に対する意見を庶務まで出して頂きたい。（作業部会リーダー）
- ・今日の意見を踏まえて、提言別冊版のとりまとめを完成させてほしい。（部会長）

③ 今後の進め方について

作業部会は、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言 030117 版の別冊）作成のとりまとめを次回部会（4/11）に提出する。部会はこのとりまとめをたたき台として審議し、第20回委員会（4/21）へ部会からの案として提出する。第4回住民参加部会の開催を4/18に予定するが、審議の進み具合に応じ、開催しない場合もあり得る。

④ 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・一般から流域委員会へ寄せられた質問や意見に何らかの回答をすると提言説明会で聞いたが、その内容の充実度が今後の対話集会につながると思う。この件の進捗状況を教えてほしい。

→これまでに頂いた意見をいくつかの論点に分けて整理した冊子を作成している。現在最終チェック中であり、近日中に出来上がる予定である。（庶務）

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。